

開発行為同意基準

1. 開発区域内に新たに設置される公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）は、適当な面積を有し、安全性のある形状で、有効に利用できるように配置されていること。形状は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 長方形であること。
 - (2) 短辺は、最長辺の3分の1以上であること。
 - (3) 著しい狭長、屈曲複雑な形状でないこと。
2. 公園等として有効に利用できるよう、土地の平均勾配が15度以下程度であること。
3. 公園等内は芝生が望ましいが、共同管理の観点から土砂流出や飛砂防止が施され、樹木の植栽等により緑地として活用できる形態である場合は、より管理しやすい形態を選択できるものとする。
4. 芝生広場は、単純に芝生の種をまくだけでは容易に発芽しない恐れがあるのでなるべく避けること。
5. 公園等は、原則として公道（市道・県道・国道）又は、工事完了後に市に帰属する開発区域内の道路に隣接して設置すること。
6. 公園等は、柵その他により他の敷地から分離すること。また、公園等が主要な道路（8m以上の道幅）に接しているときの出入口は、当該道路に歩道が設けられている場合を除き、別に設けること。
7. 公園等は、特別な事情がない限り1箇所にとめて設けること。また、複数ヶ所に設ける場合は、1箇所あたりの面積は100㎡以上とすること。
8. 公園等が1,000㎡以上であるときは2箇所以上出入口を設けること。
9. 公園等の管理については、分譲販売が完了するまで開発事業者の責任において維持管理し、分譲販売完了後は、購入者が共同にて維持管理を行うものとする。
また、公園施設の維持管理については、環境の保全等のため、除草・剪定等により良好に維持保全すること。ただし、フェンス、車止め等の管理用施設はこの限りではない。
10. 協議申請書には、垣根やフェンス等がわかる平面図、立面図、また、内容によっては詳細図などを添付するものとする。
11. 公園等の帰属については、工事完成検査後、良好であると認められたときは、寄附申出書により市に帰属するものとする。
12. この同意基準について、疑義を生じたとき、または明記されていない事項については、市と開発事業者とが協議の上、決定するものとする。